

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

正 誤

平成28年3月31日付け長野県規則第22号「規則の一部を改正する規則」中

ページ	行(箇所)	誤	正
21	左側上17	この条	以下この条

障がい者支援課

平成27年12月17日付け長野県規則第55号「長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則」中

ページ	行(箇所)	誤	正
31	10	第31条第1項	第31条の3
31	11	第31条第1項	第31条の3

環境政策課